

宋朝における地方への赦書の伝達について

久保田 和男

はじめに

宋代は、文治主義的な中央集権統治システムが完成した時代だといわれている。官制面や軍制の側面から見た中央集権についての研究は、かなり進んでいる。しかし、基層社会への命令情報などの伝達についてはあまり問題とされていない。ネットワークをテーマとした研究論文集も上梓されているが、商業や知識人の問題を扱う論文が中心である。多数への情報伝達というと念頭を過ぎるのは、印刷技術の革新である。唐代の後半に出現し宋代に普及した木版印刷技術²は、官文書による情報伝達において、どのような影響を社会統合や地方行政に及ぼしたのであるか³。特に、南宋は、行政文書が印刷されるようになって初めて成立した政権である。靖康

の変にはじまる変動のなかで、印刷による情報伝達は、一定の役割を果たしたのではないかと想到されるが、この問題についても、余り取り上げられてこなかった。国家や社会統合・領域の程度を論ずるためには情報伝達やその効率についても問題としなければならない。

さて、庶民に至るまで伝達が必要となる命令文書として赦書がある。宋代は、他の朝代に比較して、赦書が頻繁に出された時代といわれる⁴。三年毎に行われる南郊儀礼に際して、大赦が行われた。その間にも、明堂・立儲・立后・祥瑞など多くの名目で、大赦が行われている。沈家本の統計によると、二年に一度は、大赦があったという（『沈一九八五』六二八頁）。それに曲赦・德音・録囚を含めると、南宋を通じての赦の総数は六九四回に上る（『郭二〇〇一』三七九頁）。赦が宋代にこれほど多く出された理由は、一説によると、宋朝が

五代の酷政を批判して成立した政権であるため、「徳治」という方針が国初に成立したことにありという。また、内憂外患で苦しむ宋朝は、人民の支持を得るために、赦を頻繁に行つたともいう（『范・蔣二〇五』一〇二頁）。たとえば、太宗は、帝位継承の正統性が疑われる君王である。そのような皇帝は、一般的には、対外的な成功によって、自らへの疑念をはらそうとする。しかし、彼は燕雲十六州回復を果たすことができず、自らも負傷するという敗北を期してしまふ。そこで、彼は文治政治に転換し、「文徳」を持った「聖天子」という演出を行った。かつて私は、田獵の停止という太宗の政策を検討した際にこのような結論に達した（久保田二〇〇七）。赦の頻繁な発令も、そのような政治文化を背景としたものであったと思われる。

赦宥とは、もともとは犯罪者の刑罰を赦免・減刑する制度であるが、宋代の赦宥は、未納の税銭を免税したり、労役の負担を緩和するなど、犯罪者以外の一般の人民にも皇帝の「恩恵」が、実感される内容になっている。また、備兵制に依っている宋朝は、禁軍軍人を優遇し治安の悪化を防止していたが、赦宥に際しても多大な金品を恩賜している。少数民族への恩賜、僧や道士への度牒の附与、極貧の民を軍に編入する社会政策、庶民を苦しめる胥吏を取り締まる命令など、かなりきめ細やかに、庶民の生活を救済する赦宥が行われている（『郭二〇〇一』三八〇～四頁）。

一、赦書の「天下」への伝達

「天下に大赦」と史書には記される。大赦の対象は、「天下」なのである。「天下」には、その範囲が無限か有限かという領域性の問題が存在する。赦書の伝達される範囲が天下であるとする、その有効範囲は限定的であったのかどうかは、「天下」問題にひとつの参照項となる問題といえるのである。本節では、このような問題を視野に入れながら、首都から地方（州県）への伝達の仕組みについて考察する。

a、中央より地方官司への伝達

赦書は、首都より詔勅として発出され、各地方に伝達された。それには大量の赦書が必要となる。宋初は、原本を刑部で筆写により複製していた。筆写から印刷に代わったのは、仁宗天聖二年（一〇二四）のことである。『長編』卷一〇二、天聖二年一〇月辛巳、二二六八頁には、

詔すらくは、いまより、赦書は刑部をして、摹印して頒行せよ、と。

時に判部燕肅言く、旧制、書吏を集めて分録す。字の舛誤すること多く、四方覆奏し、或いは稽違をいたす。

因りて鏤版して宣布せんと請う、と。或ひと曰く、版本は一つ誤れば則ち誤り益ます甚し、と。王曾曰く、一字

まさしく、赦は、皇帝の「徳治」のアピールなのである。たとえば、首都開封では、一月一六日、宮城正門前に、「民とともに楽しむ」という看板が立てられ、皇帝自身が臨席する上元観灯の行事が行われる。そのときに、皇帝自らの裁定という「演出」により数人の既決囚が赦免されたことは、『東京夢華録』卷六、十六日（台北・世界書局、一九九九、二六五頁）の伝えるところである。地方においては、直接的に皇帝の身体を感じることはできない。赦文の伝達と施行は、普段不可視な皇帝や国家の存在を地方の庶民に意識させるためにも効果があったことだと思われる。

以上述べてきたように、宋朝の赦宥は、単に犯罪者に宥免を与えるだけのものではなく、広範な支配下の人民への政治的なアピールとも言える。言い換えれば、皇帝を中心とする統治機関が「徳性」をアピールすることによって、支配の正当性を人民に納得させる重要な政治的演出である。本稿は、広報・周知の方法を検討し、赦という政治行為が地方基層社会に至るまでどのように伝達されたのかを検討する。それは、境域空間を宋朝がいかにつくったのか、その方法と構造の一端を明らかにすることになるだろう。（本稿で頻出する李燾『統資治通鑑長編』、北京・中華書局、一九九二は『長編』、徐松『宋会要輯稿』、北京・中華書局、一九五七は『宋会要』、闕名『慶元條法事類』、台北・新文豊出版、一九七六は『条法事類』と略称する。）

をして誤りあらしむなれば、可なり、と。遂に法に著す。

（原注）王子融云う、寇萊公嘗て、赦書を模印し以って四方に頒せんと議す。衆、不可とし止む。その後、四方、赦書の字の誤りを覆奏す。王沂公、始めて寇の議を用い、刑部をして雕字人を鎖宿し、模印宣布せしめんとし、これに因る。日官も亦た、歴日を模印するを乞う。旧制、歳ごとに書写を募るの費は三百千なり。今、模印は止だ三十千。或ひと曰く、一本誤れば、則ち千百本誤れり、と。沂公曰く、一字をして誤りあるならしめれば可なりと。これより、遂に令に著す。

とある。旧来、赦書の発布の時、「書吏」を集めて書き写させていたが、誤りが多く、地方より問い合わせなどもあった。そのため、ある場合は、時期を逸してしまふこともあった。このような弊害を避けるため、印刷して発布する制度が定められたのである。『長編』の原注によると、書写人を集める費用は、年ごとに三〇〇緡だったが、印刷することにより、三〇緡となり、一〇分の一に減少している。これは、書籍の場合と同様の割合であり注目される。しかし、この制度改正の際に、王曾が問題としたのは、費用の節約ではなく、書写の誤りによる刑罰減免処理の遅滞・錯誤を避けることである。「赦」とは、庶民にとつて最も身近に国家権力が感覚される出来事である。遅滞や誤りがあつては、国家の体面に関わる。印刷技術は、行政活動を正確にするために導入されたのであ

る。

尚書刑部で印刷された赦書は、地方に伝達される。『条法事類』卷一六文書門、赦降、二二九頁によると、

およそ、赦降は、馬遞にいれよ。日行五百里。とある。すなわち、都進奏院より、馬遞に入れられ、全国、あるいは該当地域に運送されたのであろう。ちなみに一般の馬遞の速度は、日行三〇〇里であり、常程文書は歩遞で日行二〇〇里である（曹二〇二、一一〇頁）。

ところで、刑部で木版印刷を用いて複写された赦書は、馬遞によって、どのランクの地方官司まで届いたのであろうか。伝達されるべき地方官司の数に依って複写数（印刷数）が算定されたはずである。この問題を考えるに当たり最初に取り上げるのが、宋祁（九九八〜一〇六一）の上表である。

臣某言わく、今日、日、馬遞もて勅書一道到る。南郊礼畢るを以つて、天下に大赦す。臣は当時、本州官吏軍民を集めて宣読す。並びに管内の諸県寨に下し、施行し訖る。…

この赦書は南郊に際しての大赦である。したがって、宋朝の版図のすべてに関わる内容だったと推測される。この史料を著した知州宋祁は一道の赦書を受領しているので、全国の州に通ずの赦書が配布されたといえる。したがって、刑部は、州の数を複写せねばならなかったのである。

北宋宣和年間の地方行政区画を参考までに挙げると、一九

「贍」し「報」じるかどようかは、その赦書の適用範囲などに基つぎ、地方官が判断する。「贍」は、書き写す作業であるう。つまり、「景文集」の先引部分では、州が「贍」して、管内の県・寨に「報」（伝達）されたと解釈できる。複写作業の期間についての規定は、制勅一般については『条法事類』卷一六、程限、二二七頁に見られ、赦書もこの規定で行われていたと思われる。

c、赦書の「出迎」

黄震・『黄氏日抄』卷七八「逐婺源注疏人出界榜」（『文淵閣四庫全書』、台北・商務印書館、一九八六）には、
当職、昨日、詔書を出迎するとき、文昌橋の上にて婺源廟注疏印榜を帖るを見ゆ。此れ必ず師巫廟祝の徒ここに來たりて、吾民を騙脅するあらん。…

とある。これは、知撫州であった黄震が、詔書を出迎えた際に、新興宗教の宣伝文が張り出されているのを発見し、取り締まりを宣言した榜文である。文昌橋は、撫州東門外の橋であり、黄震は州城の城門外で詔書の伝達を出迎えたのである。勅書などの「出迎」が、地方官にとって重要な職務だったことは、つぎの史料からも推測される。

八月二日。劉法、熙河蘭湟路経略安撫使を罷む。転運使許天啓、両官を降し差遣は旧に依る。通判劉師民、両官を降し衝替す。大衆を領し以つて、熙州に至る。法、出

路、三八府、二三州、五一軍、監四、県二二〇三である。

県よりも上級の官府は、合計三四六である。そのほかに、提点刑獄など路官にも配布されたと考えられるので、三五〇を上回る部数が複写されたはずである。この数字は、多数の書写人を動員すれば筆写によっても短時間で複製可能なものかもしれない。最初は大量情報伝達が目的ではなく、印刷技術の導入は、誤写による不正確な命令伝達を防止するために行われたのである。

b、州から県・鎮・寨へ

宋祁は、州において赦文を「宣読」した後、直ちに管下の県・寨に「下」している。この「下」とは、どのような手続きなのであろうか。

まず、この南郊赦書は、「天下」に対して発布されたものである。しかし一方で、とある地方だけに適用される曲赦・德音もある。また、軍人や僧道など一部の階級に対する特別な恩恵もあった。したがって、伝達に当たって、特に次のような規定もみられる。

諸を赦降を被受するに、応に贍報すべくして贍報せざるものは、徒貳年。即ち応に贍報すべからずして贍報す、若しくは脱誤して害ある者は、おのおの参等を減す。

この「贍報」という作業は、地方官司でおこなわれるものであろう。まず、上級官司より、赦降を受け取る。それを

迎せず。繼ぎて州学に安頓す。法・天啓・師民始めて同に州学に來たりて看る。故に並びにこれに坐す。

崇寧四年（一一〇五）、『大晟樂』の頒布に対して、「出迎」を怠った地方官たちが、厳しい罰を受けている。特にこの大衆の頒布は、徽宗政府特有の權威を演出する政策の一環である。「出迎」儀礼を怠つたとすると、權威を演出することにならない。そのための嚴罰であらう。

赦書を知州が「出迎」した直接の史料は、管見の限り見いだすことはできなかったが、知県については次の史料が検出できた。

時にまた徐端益あり。字は彦思、婺州の人なり。宿州虹県武尉と為る。（張）邦昌の赦書、邑に至る。邑令以下、迎拜して宣読すること、常儀の如し。端益、膝を屈せずして走る。

とある。張邦昌政府（楚）が発した赦書に対して、宿州虹県で「常儀」のように、迎拜と「宣読」がおこなわれたが、県尉は従わなかった。これによって後に南宋政府は、彼を表彰の対象としている。同じ事件は、『宋史』卷三七七、向子諲伝（北京・中華書局、一九八五、一一六四二頁）にも記録されているが、そこでは「常式」と書かれている。この場合の「常儀」「常式」とは、宋朝の制度とならう。したがって県では赦書の「迎拜宣読」が行われたことは明らかである。州でもそれに先んじて行われていたと考えられる。

『条法事類』卷一六、赦降、二二九頁には、

およそ、赦降、程を計りて参日を過ぎるに、未だ到らざる者は、比州に牒し、即時贍写し官に委ねて校勘せしめ、おわらば、州に報ず。報を得れば、赦に准じ降し行せ。

という規定もある。赦文が来ることが予定されている日時より三日を過ぎても到着しない場合は、「比州」に連絡して、すぐに複写して送ってもらう、それを赦書と見なして、実施せよ、という規定である。この規定から、赦書の到着は事前

に州に予告されていた事が分かる。だから、各州の知事は、赦書の到着を待ち受けることができたのである。

「出迎」と「宣読」の関係についてはあまり詳しくはわからないが、『長編』卷三七九、元祐元年（一〇八六）六月甲午、九二〇七頁に付録されている王觀の上奏中に、

凡そ州郡、赦書初めて到の日、官吏軍民を集めてこれを宣読す。聖恩深厚にして、孰ぞ咨嗟せざらん。四夷伝聞すれば、当に亦た感泣すべし。

とあることから、少なくとも、「出迎」をした日に、「宣読」を行っていたことがわかる。

d、赦書の「宣読」について

次に、「宣読」に焦点を絞り、一般庶民への情報伝達の機能という側面から考察を深めてゆきたい。

蘇頌・『蘇魏公文集』卷四五「謝英宗皇帝即位大赦」〔四

諸州府は知州事一人を置く。州軍監も亦たかくのごとし。郡務を総領し詔条を宣布し、以って教化し民を善に導き、しかして刑罰を以ってその奸慝を糾すを掌る。：凡そ法令条制は、先に意義を詳らかにし籍に注し所属に行下す。赦宥有らば、則ち官吏を率いて宣読して、治境に班告し祀典を挙行す。

とある。ここには、赦宥があったとき、官吏を率いて「宣読」し、そのうえで州の領域に「班告」（周知）し、儀典を挙行することが、知州の統治行為の一つとして特記されている。

『長編』卷五〇四、元符元年二月乙亥、一一〇〇三頁には、「詔、自今、宣赦書德音、輪小両省官一員、往宣読処、指摘句読」とある。「宣読」に際し、正しい句読を指導する要員を派遣するという処置が取られている。すなわち、中央政府は、句読のあやまりがある場合、命令情報が誤って伝達されてしまうことを恐れている。したがって、「宣読」によって、赦書内容を知る人々が多かったことが想定されるのである。「宣読」儀式に集まった人々は、赦書の内容を必死に聞き取ろうとしただろう。そこで、自分にとって有利な項目が発表されるかも知れないからである。

程俱・『北山小集』卷三五、「吳江吳申乞准赦放秋苗議状」

〔四部叢刊統編〕、台北・商務印書館、一九六六〕には、

某し伏して見ゆ、聖主、初めて宝位に臨み、恵沢を天下に布すを思ふ。故に赦文の内には、応に干むるべきの

庫全書」という上奏文には、

臣某言、伏奉四月二日制書、可大赦天下常赦不原者、咸赦除之。臣即時、集本州官・吏・軍・民、宣読告諭、施行訖者。：

とあり、曾鞏・『曾鞏集』卷二七、「賀熙寧十年南郊礼畢大赦表」（中華書局、一九八四）四一八頁には、

今日初七日、遞到赦書二道、以十一月二十七日南郊礼畢、大赦天下者。臣已集軍府官・吏・將校・軍・民等、宣読訖。：

とある。両方とも、大赦の赦書に対する返礼の上表文の冒頭である。ともに、知州である筆者が、到着した後、州の官吏・軍人・民衆を集めて、赦文を「宣読」したことが表明されている。「宣読」とは、赦文を朗々と読み上げて、参会するものに聞かせることのようなのである。

「宣読」に動員される人々として、挙げられているのは、官僚・吏人・將校・兵士・民衆であるが、別の史料では、仏僧・道士も挙げられている。これは、冒頭にのべたように宋代の赦書には、犯罪者の赦免だけではなく、あらゆる階層の人々に関係する徳政事項が書き込まれていたためであろう。ただし、ここで提示した「宣読」に関する史料は、あくまでも書面上の決まり文句のようでもあり、文字通り「宣読」が行われていたかどうかについては、疑念を持たれる向きもあるかも知れない。しかし、『哲宗正史職官志』には、

積欠もて、並な蠲放をおこない、去年にいたるの秋苗を以って、亦た放免を行う。宣赦の日、百姓これを聞き、皆な稽首し忭^{ウレシキ}を感じず。驩^{ウレシク}頌^{ウレシク}の聲、一口に出ずるが如し。尋いで已に翻黄張掛し、郷村に行下し、戸に曉示するに及ぶ。：

とある。これは、即位の大赦を県が受信した時点の様子を描写する貴重な史料である。赦書には、これまでの未納税などを免除することが書かれてあったため、「宣読」を聞いていた「百姓」は、非常に喜び一斉に感嘆の声を発したという。「宣読」によって、内容を理解し得たことを前提としている言説である。

e、靖康の変と赦書

宋朝の境域が半減した、靖康の変前後、赦書はどのような役割を果たしたのであろうか。

徐夢莘・『三朝北盟会編』卷一〇四、建炎元年（一一二七）五月一七日（上海・上海古籍出版社、一九八七、七六三頁）には、

金人、河中府を陥し、知軍府事郝仲連、殺さる。

十七日丙午、天章閣待制知同州、唐重上書すらく、臣、

今月十七日において、恭んで初一日の皇帝宝位に登るの

赦書を捧じ、闕を望み宣読するに、人人、感慨流涕す。

国歩多艱の際に当たり、忽ちにして詔音を聞く。神器を

定むるを以て、宗廟社稷は祭祀を欠かさず、四海生靈は旧戴(載)を忘れざれば、誠に千万世の幸ならん。累日祇だ誦して詞旨を細釋す。…²³

とある。隣の州(河中府)が金に攻略され知府が殺されたという非常事態のなかで同州知事が奉った上奏である。到着した新皇帝(高宗)即位の赦書を「人人」の前で「宣誥」している。この儀礼によって「人人」は「感慨流涕」し、再建された宋朝政府との結合を再確認した、という言葉説である。

実に南宋政権とは、木版印刷技術が普及して初めての新政権である。先に示したように赦書は、鏤版によって大量印刷される仕組みになっていた。南宋政権の成立と維持には、情報伝達に於ける印刷技術の効率性が重要な役割を果たしたようである。これは赦書だけではなく、邸報の伝達などにも応用されて用いられていた(久保田二〇〇九)。情報伝達機関として宋初に設けられた都進奏院は、高宗政権の南下とともに移動している。赦文などの伝達は、地方の人々にとって、中央政権の健在をつたえるニュースの機能を果たした。(たとえば、李綱は、勤王軍を率いて救援に赴く途上、元帥府檄文を得て、開封陥落と徽宗欽宗の捕囚を知った。まもなく高宗即位の赦書を見る。そこで、「悲喜交集」という感情を抱いたという。その後行在に合流する。)

金に抑留されていた徽宗の許にも、同年六月になってこの赦文がもたらされた。徽宗達は大変感激した。燕山に伝来し州の状況である。金と南宋双方の命令文書が到着したとき、先に金に下った武将の張中孚等は再び宋に帰属していたが、実際には、宋の詔書に対しきちんと「迎拜」せず、かえって金のもを「宣誥」した。金の詔書中には宋朝の廟諱・御名があり、「百姓」たちは、聞くに忍びなかったという。境界地帯の不安定な状況が、命令文書に対する地方官や庶民の姿勢から印象づけられる貴重な資料である。ここから導き出される論点は、赦書が伝達される人々から感じられる境域意識であろう。すなわち「廟諱・御名」などが書かれている文書に接し、それに奇異に感じる人と、感じない人との両者が混在しているため、境域としてはダークゾーンなのである。換言すると、「廟諱・御名」が通用する範囲が境域としての「天下」といえるのである。この場合の「天下」は、社会的に形成された有限な空間といえよう。ただし、本節で伝達を検討したのは、州県城などの地方都市空間のみである。鄉村への伝達については次節で論じたい。

二、揭示による鄉村への赦書内容の伝達

「宣誥」儀礼は、州県などの地方都市の住民が参加する行事である。当時は、鄉村人口が圧倒的に多数である。先ほど検討した「北山小集」では、県で「宣誥」が行われた後の処理を「尋已翻黄張掛、及行下鄉村、曉示人戸」と記述してい

たものを幹離不(完顔宗望)が見せたのである。しかし、この情報は金朝領域では極秘扱いされた。翌年三月頃、金にあった宋人が米を購入したところ、包み紙に使われていたのが、この赦書の全文であったという。²⁷鏤版(印刷)によって大量に作成されたものであろう。これを購入した抑留宋人は、死罪を免じられ、杖七十となっている。金朝にとって、その種の情報伝達は好ましいものではなかったのである。赦文は、宋朝の健在をアピールする力をもっていたからであろう。伝達される範囲は南宋における「天下」(支配領域)だったのである。赦書が伝達される範囲という意味では、有限説が有効である。大赦が有効な領域という意味で「天下」とは宋朝の支配領域を示している。「天下」の境界は、北宋から南宋にかけて半減したといえよう。

戦乱のなかでは、「天下」にも、グレーゾーンが存在する。そんなところでは双方の赦書が交錯した。『建炎以来繫年要録』卷三三二、紹興九年九月辛卯(北京・中華書局、一九八八、二二二〇頁)には、

：書して言う、昨頒降の新復河南詔書を、張中孚等、初め皆く拝さず。却つて金国詔書をもつて宣誥す。百姓、詔書上に本朝の廟諱・御名があるを見て、皆な聞くに忍びず。²⁸

とある。紹興九年には、第一次宋金和議が結ばれ、河南・陝西は、一旦宋朝に返還されている。その時の陝西地方のあるる。本節では、まさにこの「翻黄張掛」という省略形でしめされている文書事務を説明することによって、県からどのように鄉村人戸へ赦書内容が通知されたのかを明らかにする。

a、「翻黄」について

「翻黄」について、趙昇『朝野類要』卷四、北京・中華書局、二〇〇七、八四頁には、

監司・州郡、備錄赦文、而行下所部也。自慶元末、諸縣亦降黄赦、蓋從臣寮請也。

とある。監司や州府が、赦文を管轄範囲に行下することをいうようである。実際にどのような処理をするのかは、判然としない。具体的には、『条法事類』卷一六、赦降、二二九頁に次のように説明されている。

およそ赦降を被受し、まさに贖報すべき者は、贖訖らば、当職官に校読させよ。なお頒降と被受の月日を具して行下せよ。民間に通知する者は、所属の監司は、印給し、要会の処に勝せ。それ赦書・德音は、州は、黄紙をもつて県鎮寨鄉村に印給し曉示せしめよ。外界の宜しく聞くべき所にあらず、しかして縁辺に在る者は、並びに密かに行下せよ。²⁹

赦書を受けた官庁における「贖」、すなわち複写作業に関する規定である。赦降のなかでも「民間」に通知すべきものは、監司が「印給」して、要会の処に「勝」する。赦書・徳

音は、州が県・鎮・寨・郷村に「黄紙」を用いて「印給」する、と規定している。監司と州が併置されており、州県のルー卜以外に、監司を経由する伝達ルートもあつたようだが、その間の関係はよくわからない。

また、印給という作業がややわかりにくい。たとえば、『長編』巻四八二、元祐八年三月庚子、一一四七二頁には、「詔皇弟諸郡王國出就外學、各賜九經及孟子・荀・揚各一部。令國子監印給」とあり、印刷して供給する意味で使用されている。一方、闕名・『州縣提綱』四卷、「当庁給鈔」（『學津討原』、台北・芸文印書館、一九六五、六・七頁）には、「受苗每名數足、隨即印鈔、面還入戶。毋致出倉。其鈔於本庁印給、亦勿令吏取鈔自給。…」とある。この史料の「印給」は納税の証明書（鈔）に押印して入戸に手渡す、という意味であろう。「印給」という熟語は、二つの意味を有するようである。

赦書を巡る史料に見える印給とはどちらの意味であろうか。郷村まで含めた「民間」への「曉示」（通知）には大量の部数が必要となると想像される。したがって「印給」とは、印刷によって赦書を複製し情報提供する一連の作業を指すと私は考えている。たとえば、李元弼・『作邑自箴』卷八、「税到中限、便出此榜」（『四部叢刊統編』、台北・商務印書館、一九六六年、四二頁）の原注には、「小作印板、印給耆長。每村三河道」とある。印板とは印刷するときの版木である。県

う省略形の言葉は、「黄紙」によって複写することを表現したものである。次に、それを掲示する場所について検討する。

b、張掛とは？

楊時（一〇五三—一一三五）の上奏文には、

…崇寧より宣和まで、寛恤の詔、歳ごとに一たびこれを挙ぐ。これを通衢にて宣すも、而して人聴かず。これを牆壁に掛けるも、而して人観ず。³⁶

とある。これによると、「寛恤の詔」が「宣読」された後、「牆壁」に「掛」けられたという。

北宋成立の『作邑自箴』卷一「処事」五頁には、「通知条法、大字楷書、榜要闕處、曉告民庶。郷村粉壁、如法謄写」とある。『作邑自箴』は、知県になった新人官僚向けのマニュアルであり、最前線の親民官が対象である。これによると「条法」を郷村に伝達するために、「大字」で楷書し、榜示をおこない、粉壁にも謄写するように規定されている。これは、『五代会要』に見られる五代後唐時代の規定そのままであり、文字通り「如法謄写」なのである。郷村の「粉壁」と称されている掲示板が情報伝達のメディアであつたことがわかる。また、朱熹は、郷村にて礼知識を普及するため「粉壁」を利用することを推奨している。赦文を印刷した黄紙が掲示された「牆壁」とは「粉壁」のことであろう。

が、榜文を郷村の耆長に配布する際に、印刷して行うことを、『作邑自箴』は勧めているのである。同じような行政文書である「赦書」を布告する際も印刷した可能性は高いと思われる。傍証としていくつかの類例を挙げておこう。

南宋期になると、地方官衙より、民間への情報伝達に、印刷技術を利用することを提案する史料が多い。たとえば、孝宗期、捨てられた子供を養うことを、飢饉のため特別に許可することになった。知穎昌府葉夢得が行った事務手続きの方法を含めて、「下州県鑿版諭民通知」することになったという。³⁷ここでは、州県が「鑿版」している。朱熹は、提挙兩浙東路常平茶塩公事であつた時、江浙地方の飢饉対策として、種籾を貸し出し救済しようとするが、そのことを「鑿版曉諭人戸通知」することを提案している。³⁸方臘の乱が鎮圧された後も、喫業事魔の信者は無くならなかった。南宋政府は、信徒を告発させようとし懸賞金を掛けた。そのことを庶民に周知するために、印刷した榜文が使われている（『宋会要』刑法二／一一二、紹興二年七月一三日）。また、刑を受けた信者の氏名・刑名をリストにして印刷し郷村に榜示し見せしめにするよう提案されている。³⁹

以上のように、地方政府が、木版印刷技術を使用し、行政情報を広報・伝達することは、日常的に行われていた。したがって、本項冒頭の『条法事類』二二九頁は、黄紙を用いて印刷し民間への伝達に供する、と解釈される。「翻黄」とい

『条法事類』卷七、職制門、巡尉出巡、九二頁には、

諸郷村巡檢、県尉、毎月遍く巡捕に詣る。要会の処に於いて、粉壁を置く。州は印曆を給し、保正副に付し、これ掌せしむ。巡尉は至るところ粉壁に就き、取曆に及び、親ら彼に至るの月日・職位・姓名・書字を書く。なお本身曆と対行抄転す。主管官は逐季点檢す。若し職事あらば、合に県に赴き稟議す。程限を除き兩日にして回任す。⁴⁰

とある。粉壁は、「要会所」に置かれていたという。前掲の『条法事類』卷一六、文書門、職制令では、「要会所」とは、監司から印給された赦文が「榜」される場所であつた。したがって、「粉壁」に赦文が掲示され、郷村への周知が図られたと考えられる。〔高二〇〇四〕によると粉壁は漢代からその存在が確認される。注目されるのは、『唐大詔令集』卷一〇、「咸通八年（八六七）痊愈救恤百姓僧尼赦」（台北・商務印書館、一九五九、六五頁）や『作邑自箴』卷一、「処事」（先引）など北宋までの諸史料では、粉壁に赦書などを「謄写」する規定となっているが、北宋末から南宋にかけて、紙媒体を「掛壁」するように変化していることである。これはおそらく印刷技術が官文書伝達に普及したからであろう。

『條法事類』によると「粉壁」は各郷村毎にあつた。上級官庁（監司・州）が、「粉壁」に掲示するため、用意する部数は、数十部では済まない。数千部ともなると、印刷技術の

導入によってはじめて周知が可能といえる。

ところで、掲示によって、布告文は効果的に伝達されたのであろうか。「張公行状」によると、

初め秦松久しく政柄を擅にし、嚴刑峻法を以つて天下の口を鉗ぐ。太上皇帝、慨然として総覽し、尽く苛刻の政を去る。これより詔令の下るに、民力を寛恤せざるなし。公、建議すらくは、頒降重複し、官吏は奉行するも、^處まざるを以て、恐くは、民庶通知する能わざらん。乃ち有司をして看詳せしめ、利民において切なるものを取らば、八十余事を得ん。止だ大意及び旨降るの月日を標し、その間の繁文は一切削去す。奏して乞う、鏤版して中外に宣布し、仍お州県をして諸粉壁に掲げしめよ、と。ここに於いて、天下曉然として皆な吾君の徳意を知らん。

とある。高宗政權は、秦松死後、峻厳な政治をあらためて、寛容なものに戻そうと務めた。しかし、張綱の見たところ、多くの命令が重複して出されており、「民庶不能通知」という状況だった。また、前後で矛盾するものもあった。要点を八〇数ヶ条にまとめ「鏤版宣示」すれば、(皇帝の)「徳」治の意志が下々まで達するだろう、という。庶民への周知のため、「印刷」された「八十余事」の布告を州県において「粉壁」に掲示することが提案されている。この資料は、「粉壁」への掲示によって、高宗の「徳意」が、民間に周知できるといふ言説である。当時の識字率については、「包偉民二〇〇

た。したがって、詔勅が伝達されても、人々が信用していないから「徒掛牆壁」になるのだという。とすると、楊時は、人々は掲示された文章を読むことができるという前提でこの上奏文を書いているといえよう。やはり、印刷物によって周知が可能であると発信者の側は考えていたのである。

南宋、王十朋・『梅溪王先生文集』後集卷二五「与邵提刑」〔四部叢刊初編〕には、

伏してみるに、主上躬断して以来、寛恤の詔下ること虚日なし。然りして実患未だ民を孚^{はぐ}まず。蓋し、守令の奉行する能わざるの弊によらん。昔人、「徒掛牆壁」と謂う。今則ち初めより未だ嘗つて掛けず。凡そ詔下り、事の民に便にして、吏に不便なる者に遇わば、或いは宣畢^おりて速いで匿す。或いは畧^ま掛けて速に収める。故に上に良法美意ありと雖も、下は知るを得ざる者、多し。

とある。この史料も、詔書の「美意」が民衆によく伝わらなかつたことを問題視している。ただし、揚時が中央の政治文化を原因とするのに対し、王十朋は、末端の「吏」の不正によって、知州・知県が実行することができないことを原因としている。本来、「宣読」が終わった後、粉壁に「掛」して民衆に周知する。古くは、「徒掛牆壁」と謂われ、詔勅が牆壁に掲示されていただけで実行されなことが問題となっていたが、この上奏は、詔勅を掲示せずに隠匿したり、一寸の

九」が検討しており、木版印刷・科挙・商業の発展などを背景に宋朝期を通じて上昇していたと結論づけている。

前掲の楊時・『龜山集』卷一、「上淵聖皇帝」の一節には、
…崇寧より宣和まで、寛恤の詔、歳ごとに一たびこれを挙ぐ。これを通衢に宣すも、而して人聴かず。これを牆壁に掛けるも、而して人視ず。その文具^そわるも、実は至らざるを以つての故なり。陛下、神器を嗣守す。尤も宜く始めを慎しむべし。詔令かくの如ければ、是れ亦た文具^そわるのみ。後ち徳意あると雖も、人誰かこれを信ぜんや。

とある。これは、欽宗皇帝に対する上奏文である。まず、「宣読」が、州の通衢で行われていることが示されている。しかし、人々は「宣読」を聞かず、詔勅を「牆壁」に掲示しても見ない。そのため、命令は死文となっており実効性がないという。また、同右書同巻の「上欽宗皇帝第一 乞勅號令」には、

崇寧以来、令の朝下りて、夕に改むるものあり。故に寛恤の詔、年に一たび之を挙ぐるも、徒らに牆壁に掛かるのみにして民は信ぜず。今、陛下即位の初、一言これ出づれば、臣下、令をうけ、四海觀聽す。尤も謹まざるべからず。宜く復た前轍を踏むべからず。

とある。楊時が指摘する徽宗時代の政治文化の問題点は朝令暮改である。これが、人々の政治に対する信用を失わせてい

間掲示してすぐに片付けてしまう吏人の行動を非難する。これでは、政府の善政があつても、下々に周知することはできないという。とすると、長期間の掲示があれば、周知が可能であるという前提で意見が発せられていたと考えられる。

たとえば、『宋会要』食貨三五／一には、
大觀二年正月一日の敕書…有司、曾つて輪納の鈔券を以つて出取銭し、以つて学用に充つ。史^と縁りて奸を為し、増損し抑配す。今学用既に足るも、事は苛細に涉る。寝罷^しを行へし。

とあり、『宋会要』食貨六五／九五には、
同日の敕書…州県差役に、自ら条法指揮あり。往往にして、当職官吏、躬親^{みづか}ら簿籍の戸口物力の高下を檢照せず、輪差の均からざるを致す。有力者は縁を貪め幸免し、下戸は復た致ること頻りたり。並びに互に糾論あり。更に究実せず。枝蔓を追呼して、淹延して決せず。公吏恣に誅求を行い、誠に憐憫すべし。仰す、諸路州県は、今後須らく管して実に依りて定差せよ。不当に詞訴を引惹せしむるなかれ。仍りて常平司をして、常に切に檢察し、如し違戾の去処あらば、当職官吏をもつて、按劾し以聞せしめよ。

とある。下線部が示すように、これらの敕書は、吏人の不正をただし民戸の負担を減らすものである。まさに、民戸への周知が徹底する前に、壁から撤去されてしまう可能性のある

内容である。

したがって、赦書の伝達に、最新の技術が使われ周到な文書伝達規定が定まっていたとしても、最後には、官僚機構末端の現場の人的要因が赦書に示された皇帝政府の「徳意」の周知を左右してしまつたのである。

おわりに

南郊は三年に一度行われる天地への祭祀である。円丘での祭祀が終わるや、皇帝は宮城にもどり、宣徳門（南宋では麗正門）の門楼に登り、都人・百官・六軍らの歓呼にこたえ、大赦令を發布した。「端門肆赦」という儀礼である。門前の広場には、門楼から少し離れたところに、綵楼が建てられ、門楼から紅いロープが張られた。赦書をついばんだ金色の鳳が伝え下ると、綵楼上の通事舎人が宣読し大赦が発された。その場には罪人が並べられ、一人一人徳恩を称える声を上げながら釈放される、という演出が行われた。

『武林旧事』卷一には、端門肆赦の後、次々に各州に出発する馬遞の様子を見つめる臨安都人の様子が描かれている。⁴⁶まず、太平州・万州・寿春府への馬遞が先発した。「太平万寿」の語にあやかつたのである。早馬に騎乗する馬遞の兵士たちの腰には鈴がしつらえてあり、鈴声が街路に響き渡つた。都人たちは、視覚に加え聴覚によつても宋朝領域の広がりを

感じ取つたのである。

赦書が州に到着すると、それを、知州が「出迎」し、人々の前で「宣読」する。写しが作られ各県・鎮・砦などに送られ、知県も「出迎」し、やはり人々の前で「宣読」していた。「出迎・宣読」は、地方の人々に中央政府の存在を確認させる政治的な機能をもつた一種の儀礼だったと考えられる。赦という政治行為そのものが、「皇帝の恩恵」を、民衆に及ぼす行為であり、国家統合のための演出である。たとえば、呉自牧『夢梁録』卷五、浙江人民出版社、一九八〇、四二頁には、「赦頒郡邑急翻行、迎拜宣傳廣聖仁、四海一家沾大霽、盡令黎庶慶維新」という絶句が、掲載されている。首都から発せられ州県で迎拜宣読される赦文により、「四海」（天下）は恩恵を受け、「黎庶」（庶民）が国家の新政を確認するといふ機能（メディア性）を端的に表したものと興味深い。さて本稿で述べてきたように、宋朝における印刷技術の発達を利用した国家による情報伝達制度の整備は、赦文が流通する領域というものを、情報が均一な空間としてと固定した。各民族独自の文字作成とも考え合わせると、東アジア世界では、政治的な境界とほぼ一致する社会的空間が並立したといえるのかもしれない。とまれ、宋朝のそれは「天下」として、史料上には表現されている。靖康の変前後の史料から明らかになったように、「天下」は、中国文化独特の国諱を避ける意識をもつ社会的空間としても性格づけられる。こ

の「天下」という空間が、文字や民族の多様性を統一した元や清などではどう位置付けられるのか、赦文に関係して考察の糸口が見いだされる可能性がある。残念ながら本稿ではその問題について論じる余裕はない。最後に、元代との伝達方法の違いについて指摘して擲筆したい。

元朝時代の命令文書伝達における「迎拜・開読」を扱ったのが船田氏の論考（『船田二〇〇五』）である。論文の題名では「命令文書」とあるが、使用している史料は赦文伝達のものであり、比較検討が可能である。船田論文の論点を私なりにまとめると次のようになる。

①元朝時代に於いては、王言（聖旨）は、使臣によつて州に届けられた。

②州の政府関係者は、城門外にて、それを迎え（迎拜）、開封宣読（開読）した。

③到着の知らせは、文書によつて一日前に伝達されることになつていった。

④この制度は、金の制度を踏襲したものである。

⑤この儀礼を目の当たりにすることを通じて、地方の民衆は、自らがハーンの臣民であることを確認した。

⑥不要となつた従前の命令文書は、中央に回収され大都で保管された。

本稿が解明してきた宋朝赦文の「出迎」「宣読」と重なる部分も多く参考になつた。異なる部分に注目してみよう。明

かな違いは、①伝達方法である。宋朝の場合は馬遞による伝達であった。通送に当たつたのは鋪兵である。⁴⁷元の場合は、使臣が使わされ長吏に手渡され、属吏が開読した。⁴⁸②宋朝の赦文の「出迎」「宣読」の場合は、政府関係者に止まらず、民衆・僧道・軍隊も参加したものであった。船田論文は、「開読」と民衆との関係について⑤のように指摘しているが、具体的な史料は提示してはいない。この儀礼が州城門外という「民の日常空間」で行われることからの推定である。一方、本稿は、宋朝の赦文「宣読」は、「国民意識」に類似するような中央政府との連帯を確認するための演出であったことを、取り上げた両宋交代期の若干の史料にみえる言説によつて、明らかにした。

なお、『中村二〇〇三』二二五―六頁によると、唐代では、駅伝による伝達ではなく、宦官が「長行專使」として赦書の伝達に従事していたという。すなわち、元朝命令文と同様、特別の使者が地方に伝達したのである。とすると、唐制・金制・元制という連続性が注目される。

一方で宋制は、唐制を印刷技術などを利用して変化させたものだった。刑部で印刷された赦書を、都進奏院より駅伝（馬遞）によつて、各州に伝達する制度となった。このような唐宋間の変革は、宋朝の支配体制がより集権的で進歩的なものであるというイメージを我々に与える。ただし、本論の考察を通じて明らかとなつた以下のような実態も注目される。

赦書とくに大赦は、宋朝支配下の人間大多数に関係する情報伝達である。大赦は、数年に一度は出されている。おそらく政府にとってもっとも大規模で重要な情報伝達行為であったと思われる。赦書の内容がしつかり伝達され実施されるかどうか、国家の権威と権力を計測するバロメータとも言えるようだ。たとえば、徽宗期には、朝令暮改が重なったため、都市で「宣読」され、鄉村で「粉壁」に掲示された政府の意志は、信用されなかったことを、楊時が指摘している。また、粉壁に掲示された詔書の内容がきちんと守られなかったことを示す「徒掛墻壁」という決まり文句があったことも注目される。あるいは地方政治を壟断する公吏により、粉壁に赦書が掲示されてもすぐに取り外されたりすることによって中央政府の意志は、確実に実施できなかった実態も明らかとなった。情報伝達制度の精密化は、民衆に政治の空転をも伝達することに繋がる。これにより中央政府の権威や権力は弱体化してしまふ。したがって、情報伝達の精密化が、集権化の強化に直結するという命題に対しては、否定も肯定もできないのである。諸刃の剣といった表現がふさわしいと思う。

参考文献

井上 進

二〇〇二『中国出版文化史』名古屋大学出版会

宮 紀子

二〇〇六『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会

山崎寛士

二〇一〇『中国五代国家論』思文閣出版

包偉民

二〇〇九『中国九到一三世紀社会識字率提高的幾個問題』

〔《伝統国家与社会 九六〇—一二七九年》商務印書館〕

曹家齐

二〇〇二『宋代交通管理制度研究』河南大学出版社

范立舟・蔣啓俊

二〇〇五『兩宋赦免制度新探』〔《暨南学報 人文科学与社

会科学版》二〇〇五年第一期〕

高柯立

二〇〇四『宋代粉壁考述—以官府詔令的伝布為中心』〔《文

史》二〇〇四年第一期〕

郭東旭

二〇〇一『宋朝法律史論』河北大学出版社

沈家本

一九八五『歴代刑法考(二)』中華書局

宿白

一九九九『唐宋時期的雕版印刷』文物出版社

李昌憲

梅原 郁

一九八六『皇帝・祭祀・国都』〔中村賢二郎編』歴史のなかの都市』ミネルヴァ書房〕

梅原 郁

二〇〇六『宋代司法制度研究』創文社

久保田和男

二〇〇七『宋代の畋獵をめぐる』〔《古代東アジアの社会と文化》汲古書院〕

二〇〇九『宋朝における中央情報の地方伝達について』

〔《宋代中国の相対化》汲古書院〕

小島 毅

一九九八『思想伝達媒体としての書物』〔《宋代社会のネットワーク》汲古書院〕

清水 茂

一九九七『印刷術の普及と宋代の学問』〔《東方学会創立五〇周年記念東方学論集》東方学会〕

中村裕一

二〇〇三『隋唐王言の研究』汲古書院

畠田善之

二〇〇五『元代の命令文書の開説について』〔《東洋史研究》六三―四〕

二〇〇六『元代の命令文書の開説使臣について』〔《東方学》一一一〕

一一一〕

二〇〇七『中国行政区画通史 宋西夏卷』復旦大学出版社

Hilde De Weert

二〇〇七『高津孝訳』『帝政中国の情報秩序における未開拓の側面—政府文書の普及と商業出版—』〔大阪市立大学東洋史論叢 別冊特集号「文献史料学の新たな可能性③」〕

注

(1) 宋代史研究会編『宋代社会のネットワーク』汲古書院、一九九八。

(2) 印刷技術の発生については〔宿白一九九九〕を参照。

(3) 朱子学の普及と印刷技術の発展の関係については、〔清水一九九七〕

七〕〔小島一九九八〕を参照。

(4) たとえば、范鎮は「上仁宗論不可赦」〔趙如愚：『宋朝諸臣奏議』卷一〇〇、上海：上海古籍出版社、一九九九年、一〇七四頁〕

で、「臣聞古人有言曰、一歳再赦、好人咄咄。此言赦之患好、而無

益于治道、不可赦者也。属者京師及畿輔歳一赦、而去歳再赦、今

歳三赦、京師兵士又再得賜錢。姑息之政、無此甚者。」と述べて

いる。この歳〔至和二年〕は、三回の赦があったのである。

(5) 「天下」をめぐる議論は、〔山崎二〇一〇〕一六頁以下に丁寧に

整理されている。

(6) 詔、自今赦書、令刑部摹印頒行。

時判部燕肅言、旧制集書吏分録、字多舛誤。四方覆奏、或致

稽違。因請鏤版宣布。或曰版本一誤則誤益甚矣。王曾曰、勿

使一字有誤可也。遂著于法。

〔原注〕王子融云、寇萊公嘗議、模印赦書、以頒四方。衆不可

而止。其後四方覆奏赦書字誤。王沂公始用冠議、令刑部鎖宿
雕字人、模印宣布。因之。日官亦乞模印歷日。旧制、歲募書
寫費三百千。今、模印止三十千。或曰一本誤、則千本誤矣。
沂公曰、不令一字有誤可也。自爾遂著於令。子融秘初出於
來公。不知何擬。今但取正史實錄稍增益之。

(7) 『井上二〇〇二』

(8) 『職令』 諸赦降入馬遷、日行五百里。

(9) 臣某言、今日、馬遷到勅書一道、以南郊禮畢、大赦天下。

臣當時、集本州官吏軍民宣讀。并下管内諸縣、施行訖者。…
〔景文集〕卷三六、〔賀南郊禮畢表〕 〔叢書集成初編〕、上海・商務
印書館、一九三六、四五八頁。

(10) 『李二〇〇七』、二二三頁

(11) 諸被受赦降、應贖報而不贖報者、徒貳年。即不贖報而贖報、
若脫誤有害者、各減參等。〔条法事類〕卷一六文書門、赦降、二
二九頁

(12) 當職昨日出迎詔書、見文昌橋上帖發源廟注疏印榜。此必有師巫
廟祝之徒來此、騙脅吾民。…

(13) 清・謝曼等修『江西通志』卷三四、東洋文庫藏雍正十年刊本。

(14) 八月二日。劉法、罷熙河蘭湟路經略安撫使。軫運使許天啓、降
兩官差遣依旧。通判劉師民降兩官衝替。以頒大業、至熙州。法不
出迎。繼而安頓州學。法・天啓・師民始同來州學看、故并坐之。

〔宋會要〕職官六八/一九

(15) 時又有徐端益。字彥思、婺州人也。為宿州虹泉武尉。(張) 邦昌
赦書至邑。邑令以下迎拜・宣讀、如常儀。端益不屈膝而走。(王明
清) 『揮塵錄三錄』卷二(上海) 『宋元筆記小說大觀』第四冊、上
海古籍出版社、二〇〇一年、三七八〇頁

(16) 諸赦降、計程過參日、未到者、牒比州、即時贖寫官校勘畢、
報州。得報准赦降行。

していたのである。情報伝達手段としての宣読の有効性について
考える際に、参考となる史料である。

(23) 金人陷河中府、知軍府事郝仲連被殺。

十七日丙午、天章閣待制知同州唐重上書。臣於今月十七日、恭捧
初一日皇帝登寶位赦書、望闕宣讀、人人感慨流涕。當國步多艱之
際、忽聞詔音。以定神器、宗廟社稷不欠祭祀、四海生靈不忘旧戴、
誠千萬世之幸、累日祇誦細繹詞旨。…

(24) 命進奏院郎吏、分兩番(番)、赴行在。增給食錢。朝廷差除、鑲
板、傳報外路。增置馬遞舖、添給錢糧。命令始通州郡。命綱運入
京者、還載諸部公案圖籍、赴行在官府、始有稽考。蓋行在草創、

凡百皆逐一施行、措置悉類此也。(『梁谿先生文集』卷一七五、建
炎進退志總叙上之下、東洋文庫藏清刊本。この史料によって、邸
報が印刷されていたことは、再確認される。)

(25) 『梁谿先生文集』卷一七四、建炎進退志總叙上之上。

(26) 『三朝北盟會編』九八、七二四頁には、「靖康二年(一一二七)
六月二日)是時康王登寶位赦文、傳至燕山。二太子(完顏宗望
幹離不)、得之、封呈道君。道君、即召貴妃相賀、喜動龍顏」とあ
る。

(27) 『三朝北盟會編』卷九八、七二五頁には「戊申(一一二八年)

三月間、一南人質驢向瓦橋、買米得故紙、內有本朝足本赦書。司
馬朴、營求得之。為燕京醫藥新法告於燕山留守。收提司馬朴、枷
項禁勒、獄成。中元帥府、已而貸死、杖七十。依舊養濟」とある。

(28) 秦鳳等路提点刑獄公事宋万年遣川陝宣撫副使胡世將書言、昨頒
降新復河南詔書、張中孚等、初不曾拜。却將金國詔書宣讀。百姓
見詔書上有本朝廟諱御名、皆不忍聞。

(29) 諸被受赦降、應贖報者、贖訖、當職官校讀。仍具頒降被受月日、
行下。民間通知者、所屬監司印給、勝要會處、仍每季檢舉。其赦
書・德音、州以黃紙、印給原鎮寨鄉村曉示。非外界所宜聞、而在

(17) 『歎田二〇〇五』によると、元代の王言伝達においては、州への
到着前に必ず文書によって予告されていたという。宋代でもおよそ
らくそのような制度があったと思われるが、現在の所、史料によつ
て確認できていない。

なお、州から県への連絡は、『条法事類』(卷一六、文書門、赦
降、二二九頁)に、「諸州被受赦降、先報屬縣鎖、停決。(選限依
赦降法)」という、規定がみられる。すなわち州は、赦書を受け
取つたら、県・鎮に赦書の受領を先に伝達し、「決」(刑罰の執行)
を停止させるという規定になっていた。

(18) 凡州郡赦書初到之日、集官吏軍民、而宣讀焉。聖恩深厚、孰不
咨嗟。四夷伝聞、当亦感泣。

(19) 王禹偁『小畜集』卷二二「賀南郊大赦表」(四部叢刊初編)

(20) 諸州府置知州事一人。州軍監亦如之。掌總領郡務宣布詔条、以
教化導民善而以刑罰糾其奸慝。…凡法令条制、先詳意義注於籍而
行下所屬。有赦者、則率官吏宣讀、而班告於治境、舉行祀典。

〔宋會要〕職官四七/一二に引用)

(21) 某伏見、聖主初臨寶位、思布惠沢於天下。故赦文内、將庶干積
欠、並行蠲放、以至去年秋苗、亦行放免。宣赦之日、百姓聞之、
皆稽首感泣。鐘頌之聲、如出一口。尋已翻黃張掛、及行下鄉村、
曉示人戶。…

(22) 黎靖德『朱子語類』卷一〇八、北京・中華書局、一九八六、二
六八三頁には、「又如孝弟忠信、人倫日用間事、播為樂章、使人歌
之、做『周礼』説法、遍示鄉村裏落、亦可代今粉壁所書条禁」と
あり、儒教の人倫の徳目を人々に詠わせ村々に普及すれば、粉壁
に大書されている「条禁」に取って代わり鄉村秩序を安定させる
であろう、という理想論を述べている。これは、南宋期の地方郷
村庶民が、文語文を聞き取ることができることを前提とした、礼
制普及の提案である。すくなくとも朱熹自身は、そのように認識

縁辺者、並密行下。

(30) 馬端臨『文獻通考』卷一一、「歷代戸口丁中賦役」孝宗乾道二
年の項、淳熙八年臣僚言(京都・中文出版社、一九七八、二一六
頁)。

(31) 朱熹『晦庵先生朱文公文集』卷二一、「乞給借種狀」(四部
叢刊初編)。なお、朱熹は、積極的に印刷技術を利用して、自ら
の思想を普及していたという(清水茂一九九七)『小島毅一九九
八』。行政官としても印刷して命令伝達を行う提案が多い。

(32) 張守『昆陵集』卷三、「措置廢賊劄子」(叢書集成初編)、三三
頁)

(33) …自崇寧迄于宣和、寬恤之詔、歲一舉之。宣之通衢、而人不聽。
掛之牆壁而人不視。…(『龜山集』卷一、「上淵聖皇帝」)楊龜山
先生全集、台北・台湾學生書局、一九七四)

(34) 王溥『五代會要』卷二四「諸使雜録」(上海・上海古籍出版社、
一九七八、三九一頁)には、「長興」二年五月勅：兼勅到後、但
是州府、並于鋪駅、及顯要処粉壁、具録勅命曉諭。常令申舉、永
使聞知。…とある。

(35) 粉壁については、(高二〇〇四)を参照。

(36) 『朱子語類』卷八四、二二七七頁には「…若將孝弟忠信等事撰
一文字、或半歲或三月一次、或於城市或於鄉村、聚民而誦之、就
為解說、令其通曉。及所在立粉壁書寫、亦須有益」とある。

(37) 諸鄉村巡檢、畧尉、每月通詣巡捕(原注略)。於要會處、置粉壁。
州給印曆、付保正副、掌之。巡尉所至就粉壁、及取曆、親書到彼
月日職位姓名書字。仍与本身曆對行抄帳。(原注略) 主管官逐季点
檢。若有職事、合赴稟議、除程限兩日回任。

(38) 『宮二〇〇六』一五頁によると、一枚の版木よりの木版印刷の部
数は、摩耗が激しいため三千部に止まったという。

(39) 初秦檢久擅政柄、以嚴刑峻法錯天下之口。太上皇帝慨然総攬、

- 尽去苛刻之政。自爾詔令之下、無非寬恤民力。公建議以頒降重複、官吏奉行不虔、恐民庶不能通知。乃令有司看詳、取其切於利民者、得八十餘事。止標大意及降旨月日、其間繁文一切削去。奏乞鏤版宣布中外、仍令州縣揭諸粉壁。於是、天下曉然皆知吾君之德意矣。
 (張綱)『華陽集』卷四〇、洪威『張公行狀』、『四部叢刊三編』
- (40) ；自崇寧迄于宣和、寬恤之詔、歲一舉之。宣之通衢、而人不聽。掛之牆壁而人不覩。以其文具、而實不至故也。陛下嗣守神器。尤宜慎始。詔令如此。是亦文具而已。後雖有德意、人誰信之。
- (41) 崇寧以來、令有朝下而夕改者。故寬恤之詔、年一舉之、徒掛牆壁而已。而民不信。今陛下即位之初、一言之出、臣下稟令、四海觀聽、尤不可不謹。不宜復蹈前轍也。
- (42) 伏觀、主上躬斷以來、寬恤之詔下、無虛日。然而實惠未孚于民者。蓋由守令不能奉行之弊。昔人謂徒掛牆壁。今則初未嘗掛。凡遇詔下、事有便於民、而不便於吏者、或官畢、而遂匿、或署掛、而遽取。故上雖有良法美意。下不得而知者多矣。：
- (43) 大觀二年正月一日。赦書：有司、曾以輸納鈔旁出充收錢、以充學用。史(吏)緣為奸、增損抑配。今學用既足、事涉苛細。可行寢罷。

- (44) 同日赦書：州縣差役、自有條法指揮。往往、當職官吏、不躬親檢照簿籍戶口物力高下、致輪差不均。有力者責緣幸免、下戶復致頻。并互有糾論。更不究矣。枝蔓追呼。淹延不決。公吏恣行誅求、誠可憐憫。仰諸路州縣、今後須管依法定差。毋令不當引惹詞訴。仍令常平司、常切檢察、如有違戾去處、將當職官吏、按劾以聞。
- (45) 孟元老『東京夢華錄』卷一〇、下教、三七三、四頁。〔梅原一九八六〕を参照。
- (46) 周密『武林旧事』卷一、登門肆赦、杭州：浙江人民出版社、一九八四、一一頁。
- (47) 以下の史料は特に赦書ではないが、遞鋪兵が、政府の命令文を対象者に届けていることが示されているので参考として引用する。
 成尋『參天台五臺山記』第二、上海古籍出版社、二〇〇九、一七三頁〔日本國成尋等八人、右成尋今月二十九日遞鋪兵士葉太賞到來牒一通、準(樞)密院節文及準上命指揮、優與盤纏錢、牒付成尋八人前去請取。已於兵士葉太邊賞領隨身牒已乞、謹狀〕
- (48) 使臣の問題を扱った專論が、〔船田二〇〇六〕である。
 (長野工業高等専門学校一般科教授)